

災害対応における医療提供継続に向けた 電子処方せんの利用と今後の展望 ～学会としての取り組み～

日本災害医学会 災害薬事委員会委員長

日本災害医療薬剤師学会 会長

兵庫医科大学危機管理医学講座 特任助教

渡邊暁洋

令和7年9月29日第5回電子処方箋推進会議

本日の内容

- 1.災害時の医療提供における課題
- 2.電子処方箋の基本的な機能と災害時における有用性
- 3.過去の災害事例から見る電子処方箋の有効性
- 4.電子処方箋のさらなる普及と災害への備え
- 5.電子処方箋の更なる機能拡充に向けて

1. 災害時の医療提供における課題

- 防ぎえた災害死への対策
- 災害関連死・健康被害の防止
- 医療の継続



災害医療の最終目的

「多数の負傷者に対して最大多数に最良の医療を提供する」
(To do greatest good for the greatest number of victims)

現有する有限な医療資源（人的，物的）を最大限に活用しても，
全ての患者に対して最善の医療が施せない状況

個々の患者にとっては必ずしも最良の医療が提供されない場合もあり得る



災害医療体制の整備によって
平時の救急医療であれば救える命を
できるだけ失わないようにする努力が必要である。

**防ぎえた災害死・災害関連死・健康被害を無くす！
健康危機管理も含む**

図3) 防ぎ得た災害死(PDD)の原因 (全PDD数:102)



※大崎市民病院、山内聡医師の論文から上田医師作成

東日本大震災での震災関連死

復興庁（震災関連死に関する検討会）

- 警察庁発表は「直接死」のみ。震災関連死を自治体毎に集約した。
- 平成26年3月31日現在で3,086人
 - ① 男女別では、概ね半々。
 - ② 既往症の有無については、約6割が有、約1割が無、約3割が不明。
 - ③ 死亡時年齢別では、80歳台が約4割。70歳以上で約9割。
 - ④ 死亡時期別では、発災から1か月以内で約5割、3か月以内で約8割。
 - ⑤ 原因区分別(複数選択)
 - ア.全体では、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「**病院の機能停止による初期治療の遅れ等**」が約2割。
 - イ.岩手県及び宮城県では、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「**病院の機能停止による初期治療の遅れ等**」が約2割、「地震・津波のストレスによる肉体・精神的負担」が約2割。
 - ウ.福島県では、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約3割、「**病院の機能停止による初期治療の遅れ等**」が約2割。
 - 福島県は他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が380人と、岩手県、宮城県に比べ多い。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。
- ⑥ 死亡時の生活環境等区分別では、「その他のうち病院、介護施設等」と「自宅等震災前と同じ居場所滞在中」がそれぞれ約3割、「避難所滞在中」が約1割。
- ⑦ 自殺者は、13人。

避難生活での健康維持



被災者の皆さまへ

避難所生活で健康に過ごすために

～以下の点にご注意ください～

- 1 水分・塩分補給**
をこまめに
トイレを気にして水を飲む量が減りがちです。こまめな水分・塩分補給で熱中症予防をしましょう。
- 2 手を清潔に**
食事の前やトイレの後には手洗いを。流水が使えないときは、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。
- 3 食中毒に注意!**
出された食事はすぐに食べましょう。下痢、発熱、手指に傷がある人は、調理や配食を行わないようにしましょう。
- 4 体の運動**
エコノミークラス症候群の予防、寝たきりの予防のためにも積極的に体を動かしましょう。
- 5 うがい・歯磨き**
うがい、歯磨きをできるだけ行い、かぜの予防、口の中の衛生を保ちましょう。
- 6 十分な睡眠・休息**
誰もが不安を感じています。休息や睡眠を意識してとりましょう。
- 7 必要ときにはマスクを着用**
咳をしているときや、アレルギーの原因となるほこりを避けるために、必要ときにはマスクを使いましょう。
- 8 薬で困っている場合は相談を**
薬が手元になかったり、薬で困っているときは、医師、薬剤師、保健師などに相談を。

演者本人撮影

次の方は避難所の事務所に申し出ましょう

妊娠中の方
マタニティマークをつけて妊婦さんにご配慮をお願いします。

産後の方・小さいお子さまをお連れの方
病気などで特別な食事の配慮が必要な方

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 災害時での活用



電子処方箋を活用し、 災害時にも患者が調剤を受けられる医療提供体制を！

**POINT : オンライン診療を受けた患者が、処方箋の郵送が困難な被災地にいるときも、
原本がデータである電子処方箋を使えば現地の薬局で調剤を受けられます**

事例

- 令和6年能登半島地震において、被災地にいる患者にオンライン診療を実施し電子処方箋を発行することで、患者は現地の電子処方箋対応薬局で調剤を受けられた事例。
- 震災による道路の寸断等の影響で、患者の居住地は、通院はおろか、処方箋を郵送で受け取ることも困難な状況であった。一方、通信インフラは回復していたことから、患者が現地の電子処方箋対応薬局を利用できることを確認し、当該患者に対しオンライン診療を行った上で、電子処方箋を発行した。
- これにより、患者は電子処方箋対応の薬局で調剤を受けることができた。

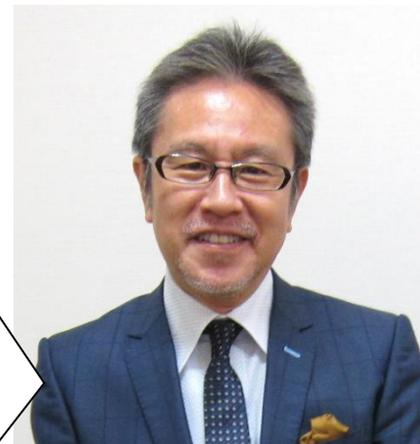
(注) 処方内容(控え)は交付せず、引換番号は必要に応じて口頭等で伝達。

【参考】 公立松任石川中央病院 (石川県)

石川県においてはいしかわネット(※1)の利用をはじめとした医療DXを進めてきました。今回は、電子処方箋とオンライン診療により、被災地の患者が現地の薬局で調剤を受けることができ、健康の維持を支援することができました。

当院がある白山市、野々市市の医療圏では、電子処方箋を運用する仕組みが、全国最速で整いつつあります。(※2)対応施設を増やし、面で広く展開してこそ電子処方箋の最大のメリットが発揮されると考えます。

(※2) 白山市の薬局の運用開始率は83.7%、野々市市は68.3%
(令和6年3月24日時点)



PETセンター長 横山 邦彦さん

※1 いしかわネット(いしかわ診療情報共有ネットワーク)とは

石川県の31の基幹病院と、その他病院、診療所、調剤薬局、訪問看護ステーション等の医療機関・施設との間で、患者の同意に基づき診療情報を共有する仕組みです。約6万人の県民が登録し、650以上の医療機関・施設間で情報が共有されています。(令和6年3月13日時点。)令和6年能登半島地震においては、被災地の医療機関の診療情報が避難先の医療機関や避難所で共有されるため、継続した診療が受けられるなど、積極的に活用されています。



避難先の医療機関・薬局で患者の薬剤情報等を活用



POINT: 避難先の施設でオンライン資格確認等システムに蓄積された薬剤情報等を活用!

令和6年能登半島地震において、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）を利用して、薬剤情報等が災害医療に活用されました。

石川県の医療機関・薬局の方々より情報提供いただきました

活用事例

- 患者が普段通っていない避難先近くの医療機関で、薬剤情報等を確認して診療。
- 患者が普段通っている薬局が営業不可能な状態になったため、営業可能な薬局で薬剤情報等を確認して調剤・服薬指導。
- 避難所の医師が処方し、薬局で調剤の流れの中で、薬局で薬剤情報等を確認。医療従事者間で連携し、適切な治療法を検討。



現場からの声



薬剤師 小林 星太さん

- 患者さんは薬剤の現物は持っていないもお薬手帳や薬剤情報提供書を持っていないことが多く、持参した薬剤以外にも使用している薬剤があるかもしれません。その際、抜け漏れがないか確認できるのは有用です。
- 例えば、抗生剤等を使用している場合、当該薬剤をいつから使用しているかを確認でき、継続可否の判断に役立っています。
- 被保険者番号等が確認できるのも有用です。



薬剤師 A

- 営業可能な薬局 1 件に業務が集中して大変ですが、患者さんの薬剤情報を効率的に収集できて大変有用です。患者への聞き取りのみしか手段がなければ業務が追い付きません。
- 普段、当薬局を利用していない患者さんについても、正確な薬剤情報を入手できました。
- レセプト情報のみの場合は、直近の情報を患者に確認したり、手持ちの薬剤も確認しながら慎重に対応しました。



薬剤師 B

- 災害の状況にもよりますが、医療機関・薬局のどちらも避難してきた患者を普段診ていないため、できるだけ医療機関・薬局双方で薬剤情報を閲覧し、ダブルチェックすることが大事だと感じます。



患者 A

- 眼薬を能登の自宅に置いてきてしまいました。くすりの名前までわからなかったのですが、薬剤師さんが調べてくれて眼薬を再開できました。



患者 B

- 吸入薬を使用していて何というくすりだったか忘れてしまいましたが、同じくすりを再開できて安心しました。

**災害発生時にも、オンライン資格確認等システムの薬剤情報等が活用されています。
電子処方箋の活用が広がれば直近の薬剤情報が更に充実します。**

災害時モードとは

- オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）とは、地震等の災害発生時に、災害救助法適用地域等に対して時限的に開放される機能です。災害時モードを利用すれば、患者がマイナンバーカードや健康保険証、お薬手帳等を持参できない場合であっても、氏名や住所等の情報から患者を特定し、本人の同意の下、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診等情報を閲覧することができます。
- この機能により閲覧できる薬剤情報にはレセプト由来の情報に加え、全国の電子処方箋対応施設で登録された直近の処方・調剤情報が含まれます。
- 患者への聴取と組み合わせることで、被災者への医療の継続に役立てることができます。
- 令和 6 年能登半島地震において、本機能は石川県や富山県の二次避難先の地域も含め2/1までに約22,000件活用されています。

令和6年能登半島地震の影響があったことも一つです

対象地域にはオンライン資格確認の緊急時医療情報・資格確認機能のアクティビ化をしていただき、マイナンバーカードがなくても、患者から口頭等で同意を取得すれば過去の薬剤情報（電子処方箋管理サービスに登録した処方・調剤情報含）を確認することができました。

通常はレセプト情報であり、震災直後の1月、2月中は令和5年11月のデータの為、12月に変更になっている情報がわからなかったです。
（1月1日発災でレセプト提出していない為）

途中から、薬局の電子処方箋管理サービスに登録してくれる件数が増え、よりリアルタイムに処方情報が入手でき、診療に助かった事実を、多くの薬局で知ることができました。

この為に、オンライン資格確認は実装するが、電子処方箋はまだ様子を見る。という薬局が多かったのですが、一気に電子処方箋の有用性がわかり、実装が進んだと思います。

災害時における医療情報閲覧方法

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top

メニュー

- はじめに
概要について
知りたい方はこちら
- 導入・運用
導入・運用について
知りたい方はこちら
- 手順書・マニュアル
手順書・マニュアルについて
知りたい方はこちら
- 電子署名準備完了の登録
電子署名を行うための準備
(HPMカードの発行申請等)
電子の登録について
知りたい方はこちら
- 利用申請
利用申請について
知りたい方はこちら
- 運用開始日入力
電子処方箋・リフィル処方箋
機能の運用開始日入力について
知りたい方はこちら
- 補助金
補助金について
知りたい方はこちら
- お知らせ
お知らせについて
知りたい方はこちら
- よくある質問
FAQについて
知りたい方はこちら

電子処方箋の各種申請について
電子処方箋・調剤済処方箋の保存サービスの各種申請はこちら

●オンライン資格確認等システム操作マニュアル・運用マニュアル等

文書名

病院・診療所向けオンライン資格確認・電子処方箋クイックガイド

薬局向けオンライン資格確認・電子処方箋クイックガイド

病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル

薬局向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル

トラブルシューティング編

操作マニュアル(管理者編)

操作マニュアル(一般利用者・医療情報 閲覧者編)

操作マニュアル(システム障害時編)

操作マニュアル(医療情報閲覧編)

操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)

2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら

① 端末の設定をするには(セットアップ手順書)

② 診療/薬剤情報・特定健診情報を閲覧するためには(セットアップ手順書)

③ 操作マニュアル

	内容	文書名等	更新日	版
A	アカウント情報の登録、更新、環境設定情報の更新等の手順	操作マニュアル(管理者編)	2024/11/29	3.11
B	資格確認端末を使用してオンライン資格確認を行うときの操作等の手順	操作マニュアル(一般利用者・医療情報 閲覧者編)	2024/11/29	3.15
C	閲覧用端末又は資格確認端末を使用して薬剤情報・特定健診情報の閲覧を行うときの操作等の手順	操作マニュアル(医療情報閲覧編)	2024/11/20	3.07
D	大規模災害発生時にマイナンバーカード又は被保険証を紛失等で持参できない患者が来院した場合の操作手順	操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編) 災害時医療情報の閲覧について	2024/11/29 2024/11/20	3.08 3.05
E	システムの障害等によるシステム不通、復旧後の操作手順	操作マニュアル(システム障害時編)	2024/11/29	3.04

記載内容抜粋を次頁に掲載

災害時医療情報の閲覧
について

災害時医療情報の閲覧方法について説明します。

前提条件

災害時医療情報は、災害発生時のみ使用することができます。
接続検証環境、本番環境ともに通常運用時では使用できませんのでご注意ください。

利用開始の流れ

「災害時医療情報閲覧」は以下の流れで利用できるようになります。

- ①災害時、厚生労働省が指定した地域の医療機関・薬局は、医療機関等向け総合ポータルサイトのお知らせ、メール等で当該機能の利用開始通知を受け取ります。
 - ②該当する医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムへログイン後、「災害時医療情報閲覧」機能が利用できるようになります。
- ※利用の手順については、引き続き下記手順を参照ください

1 オンライン資格確認等システムに接続する

オンライン資格確認等システムにログインします。

- 1 資格確認または医療情報閲覧のショートカットをダブルクリックします。



※どちらのショートカットを使用していただいても、以降の操作手順は同じです。

- 2 認証用の証明書の選択が表示されます。

認証用の証明書をクリックし、OK をクリックします。



ご注意！

認証用の証明書の選択画面が表示されない

証明書が正しくインストールされていることを確認してください。



- 3 システムの利用を始める→をクリックします。



ご注意！

ログイン画面が表示されない

ショートカット作成時に入力したURLに誤りがないか確認してください。

【確認方法】

ショートカットアイコンを右クリックし、表示されるメニューからプロパティを選択します。表示されるプロパティ画面のURLを確認してください。



4 へ進む

孤立被災地域への医薬品供給 ～令和2年7月豪雨災害（芦北・水俣）の事例～



- ❑ 自衛隊が被災者から服薬状況のわかるもの（薬袋、お薬手帳の写真）を聞き取りをし、調整本部から、服薬状況のわかるものを保険者情報とともに薬局に提供して調剤を依頼した。
- ❑ 薬局は、過去3ヶ月分の医薬品レセプト請求情報を確認して調剤をし、お薬説明書とともに調剤済みの医薬品を本部に届ける。
- ❑ 自衛隊が調剤済みの医薬品を被災者に緊急支援物資とともに被災者に配達した。
- ❑ 原則、処方箋は事後に発行されるものとして対応した。





演者本人撮影



学会における取り組み

学会ホームページにて

平時からの活用・災害時の活用事例の紹介
好事例紹介のお願い・問い合わせ

災害時の今後の展開を継続的に調査・研究を行っていく

【資料】電子処方箋や災害時活用に関する資料 (広報用).pdf 

日本災害医学会薬事委員会

問い合わせ先：日本災害医学会薬事委員会
disaster-pharmacy-comm@jadm.or.jp

https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen_1year.html
保険薬局等にて掲載できる啓発用のポスターや、患者とのコミュニケーションに利用できる資料もありますので、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_soza.html

年別アーカイブ

2025年

20

今後の展望

- 平時から電子処方箋を活用し、それを災害時にも運用できる体制整備が必要
- 救護班や、モバイルファーマシーなどの仮設調剤所で電子処方箋や、オンライン資格確認などを使用できる環境整備が必要

